

令和5年度  
筑波大学法科大学院  
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (民事法)

(120分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて4枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません。)
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 民法（配点150点）

下記の【第1問】および【第2問】に答えなさい。

### 【第1問】（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

#### 〔事例〕

2022年4月1日に、XとYは、Yが所有し自宅で保管している美術品甲を、100万円でXに売却する契約を締結した。その際、甲の引渡しは、2022年5月30日に、Yの自宅で、代金の支払いと引換えで行う旨が約定された。ところが、甲が、以下（1）～（4）の事情により、復元不能なほど滅失してしまった。

#### 【設問】

それぞれの場合について、XはYに対し、いかなる請求ないし主張をすることができるか。

- （1）2022年5月10日に、Yが甲を磨いているときに、不注意で甲を落下させて、滅失させてしまった。
- （2）2022年5月10日に、予期しえない地震の揺れにより、甲が保管場所から落下してしまい、滅失してしまった。
- （3）2022年5月10日に、Xが甲を下見にY宅を訪れた際に、Xの不注意で落下させて、滅失させてしまった。
- （4）2022年5月30日に、YはXに甲の引渡債務の履行を提供したが、Xは甲の引取りおよび代金の支払いを拒んだ。そこで、Yは甲を引き続き自宅で保管していたところ、同年6月5日、隣家の類焼によって甲は焼失した。

**【第2問】**（75点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

〔事例〕

2023年6月19日、A（30歳）が歩道上を歩いていたところ震度5弱の地震が発生し、5階建てビルである甲建物から落下してきた看板（以下「本件看板」という。）が頭に当たった（以下「本件事故」という。）。

本件看板は甲建物の5階部分に設置されていたものであり、5階部分を賃借して飲食店を営むBが管理していた。2023年4月末頃には、Bが、この看板を取り付けているボルトが緩んでいることに気づき、甲建物の所有者であり賃貸人でもあるCに対処を求めていた。ところが、Cは本件看板の様子を見ただけで何ら対処していなかったばかりでなく、仮に今後勝手にボルトの緩みを改善するような工事をしたとしてもCは費用を負担するつもりはないと述べたため、Bとしても対処のしようがなくそのまま放置されていたものであった。

Aは本件事故により意識不明となっていたが、2023年9月30日に意識を取り戻し、本件事故が上記の経緯によって発生したものであることを思い出した。

本件事故によってAには下半身不随の後遺症が残ることとなった。

Aは、BおよびCを相手取って、この後遺症による遺失利益の賠償と生涯にわたる介護費用の支払いを求めて訴えを提起した。

**【設問】**

- (1) 訴えを提起したのが、2025年9月30日であるとして、AのBおよびCに対する請求の根拠を明らかにしつつ、請求の当否を検討しなさい。（30点）
- (2) (1)の請求が認められるものとした場合、訴訟係属中の2026年4月30日にAが本件事故とは無関係な病気で死亡しAの子であるDがAを単独で相続したことによって、遺失利益ならびに介護費用の請求権に何らかの影響は生じるか。（30点）
- (3) 訴えを提起したのが、2028年8月31日であるとして、BおよびCがAの請求権は消滅時効にかかっていると主張した場合、この主張の当否を検討しなさい。（15点）

## 民事訴訟法（配点50点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 〔事例〕

Xは、駅から自宅までYが運転するタクシーに乗車中、Yが運転を誤ってタクシーが電柱に衝突したことにより、全治6ヶ月のけがをした。

### 【設問】

- (1) Xは、Yに対し、損害賠償請求の訴えを提起したい。実体法上、Xには、いかなる請求が考えられるか。その場合、訴えは一つか、それとも複数ありうるか。複数の訴えが可能な場合には、損害賠償額を重ねて得ることにならないか。判例の考え方や他説に留意して、自説を論じなさい。
- (2) XがYに対し損害賠償請求の訴えを提起したところ、審理において、Xは、Yにスピード違反による過失があったと主張したが、Yは、これを否認し争っている。裁判所は、証拠調べの結果から、両当事者が主張していなかったYのよそ見運転の事実を認定し、Yの過失を認めてXの請求を認容する判決を下すことは許されるか。
- (3) もし(2)のような判決が許されないとした場合、裁判所は、何かすべきか。それにより、裁判所は、Xの請求認容判決を下せるか。

令和5年度  
筑波大学法科大学院  
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (刑事法)

(90分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。

## 刑法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

### 〔事例〕

失業して日々の暮らしにも困窮していた甲（49歳）は、他人名義の預金口座のキャッシュカードを入手したうえ、口座内の預金を引き出して現金を得ようと考えた。そこで、ある日の正午頃、甲は、乙（69歳）方に電話をかけ、応対した乙に対し、「警視庁M警察署のTと申します。あなたの預金口座が詐欺の被害に遭っている可能性があります。被害額を返すためには、キャッシュカードが必要です。本日14時頃に、金融庁の職員があなたの家に伺いますので、キャッシュカードを確認させて下さい。確認したキャッシュカードは、封筒に入れてしばらく保管し、使わないで下さい。」と申し向けて乙の同意を得ると、乙の住所や預金口座の開設先を聞き出した。

甲の計画では、上記の電話の後、キャッシュカードと同形状のポイントカードを入れた封筒と、それと同種の空の封筒を用意して乙宅を訪れ、乙に用意させたキャッシュカードを空の封筒に入れさせた上で、「この封筒に封印するための印鑑が必要です。」と申し向け、印鑑を取りに行くために乙がその場を離れた隙に、キャッシュカード入りの封筒とポイントカード入りの封筒とをすり替え、キャッシュカード入りの封筒を持ち去る予定であった。

しかし、電話を切った乙は、急いでキャッシュカードを用意したものの、「さっきの電話、最近テレビで観た詐欺の手口に似ているな」と思った。空手有段者である乙は、「騙しやがって、返り討ちにして痛い目に遭わせてやろう」と考え、外に出て相手を待ち伏せしていた。約束の時間に乙宅前にやって来た甲に対して、乙が、「おまえ、本当に金融庁職員か。」などと問い詰めると、甲は、「本当です、信じて下さい。」などと応じたが、乙は、「さっきの電話と同じ声じゃないか。やはり偽者だな、恥を知れ。」と喝破した。

慌てた甲が急いで立ち去ろうとしたため、乙は、「待て。」と言って甲を引き留めようとした。これに対して、甲は、「捕まりたくない」という一心で乙の胸ぐらをつかむと、一本背負いの要領で乙を投げ飛ばそうとした。乙は、これを防ぐため、甲の腕を振りほどくと、甲の顔面付近に回し蹴りを加えて転倒させた。これにより、頭部を強打して意識を失った甲は、乙の通報により救急車に乗せられた。しかし、病院に搬送される途中で救急車が事故を起こしたことから、甲は、内臓破裂に伴う出血性ショックにより死亡した。

## 刑事訴訟法（配点50点）

次の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 〔事例〕

令和3年11月29日午後5時35分ころ、N警察署K巡査部長は、同署のL巡査部長、M巡査とともにN市（番地略）付近道路をパトカーで警ら中、運転席および助手席の窓ガラスに黒色フィルムを張ったA運転の普通乗用自動車（以下「A車」という。）を発見し、整備不良車と認めて、注意指導するため停車を求めた。

Aは、一旦停止したものの、Kがパトカーから下車して整備不良であることを告げて事情を聴こうとしたところ、A車を発進させ、約19メートル進行した同所（番地略）付近路上で、駐車車両に進路を妨げられて停止した。

Kは、Aが逃走しようとしたと認め、A車の運転席側（左側）へ行き、ドアを開けて、免許証の提示を求めた。これに対し、Aは、当初は忘れてきたと答え、偽名を名乗るなどしてその場を取り繕おうとしたが、間もなく本名を名乗り、無免許であることも認めて、国民健康保険被保険者証等を交付したので、Kは、Lに免許等の照会を依頼した。

Kが、更に職務質問を続け、AがA車を降りた後Aのズボンの右ポケットが異様にふくらんでいるのを認めて、Aに対し中に入っている物を出すように求めたところ、Aは、右手を同ポケットに突っ込み、手を握りしめるようにして、「何もないよ」などと言ってこれを拒否した。そこで、Kは、3回続けてAの右ポケットを外側からたたいた。

### 【設問】

下線部のKの措置の適法性について、具体的事実を示して論じなさい。

令和5年度  
筑波大学法科大学院  
[人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻]  
(専門職学位課程) 法学既修者コース 入学試験

試験問題 (公法)

(60分)

受験番号	氏名

注意事項

- 1) この問題冊子の表紙に、受験番号、氏名を記入してください。
- 2) 答案用紙のそれぞれに、受験番号を記入してください。
- 3) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開かないでください。
- 4) 試験開始後、この問題冊子が表紙を含めて**3**枚であることを確認してください。
- 5) 筆記用具は、**黒色または青色のペン**を使用してください(ただし、インクがプラスチック製消しゴムなどで消せないものに限りません)。
- 6) 下書きは、答案構成用紙または問題冊子の余白や裏面を適宜利用してください。
- 7) 問題冊子は持ち帰ることができません。答案用紙とともに提出してください。
- 8) 試験開始後30分間、試験終了前10分間は、退出できません。



## 憲法（配点100点）

以下の〔事例〕を読んで、下記の【設問】に答えなさい。

### 〔事例〕

2012年以降は日本国内に居住する外国人も住民基本台帳に登録されるようになったが、それ以前の200\*年5月23日、帰化により日本国籍を取得したXは、帰化により初めて住民基本台帳に登録されたため、その後に行われた同年7月19日の参議院議員通常選挙の時点では、公職選挙法（以下「法」という。）第21条第1項が定める「引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されている」という要件（傍点出題者）を満たしておらず、投票することができなかった。

このため、Xは、同年9月1日、国に対し精神的損害の賠償を求める訴えを提起し、その中で法第21条第1項が憲法第14条第1項、第15条第1項および第3項ならびに第44条但書に違反すると主張している。

法第21条第1項が住民基本台帳を選挙権行使の基準とした目的は、居住関係の公証を一元化し、複数箇所における同一人の選挙権行使を防止し、選挙の公正を実現することにある。被告国としては、上記目的のため同項が「3箇月」という事務処理のための期間を確保したことは、憲法第47条が「選挙に関する事項」につき国会に与えた裁量を逸脱したとはいえないと反論している。

これに対しX側は、Xが帰化前から数年間にわたり一度も転居することなく現住所に居住し続けてきた事実につき、帰化前にXが行った届出（出入国管理及び難民認定法第19条の7第1項および第19条の9第1項）により、同人が居住するC市はかねてから把握していたはずであるし、法が制定された1950年当時と異なりコンピュータにより大量の情報を迅速に処理しえる現在、しかも法務省資料によれば最近の帰化件数は全国で毎年1万人前後、つまり、各市区町村レベルでは数件あるかないかに過ぎないことに鑑みれば、帰化のため新たに住民基本台帳に登録された者につき3か月もの事務処理期間を確保することは、もはや無用となっていると再反論している。

**【設問】**

上記事例に含まれる憲法問題について、関連する最高裁判所の判例があれば必ず言及しつつ、検討しなさい。

〈参考〉

出入国管理及び難民認定法

第19条の7 前条に規定する中長期在留者は、住居地を定めた日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、住居地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区。以下同じ。）の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その住居地を届け出なければならない。

（2項以下、略。）

第19条の9 中長期在留者は、住居地を変更したときは、新住居地（変更後の住居地をいう。以下同じ。）に移転した日から十四日以内に、法務省令で定める手続により、新住居地の市町村の長に対し、在留カードを提出した上、当該市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、その新住居地を届け出なければならない。

（2項以下、略。）